

仕様書

1 備品の概要

①透析用監視装置

- ・台数 2台
- ・取得年 2012～2013年
- ・型式 NCU-12

②透析用監視装置

- ・台数 1台
- ・取得年 2012～2013年
- ・型式 NDF-21

③透析用監視装置

- ・台数 1台
- ・取得年 2012～2013年
- ・型式 NCV-3

④透析用監視装置

- ・台数 4台
- ・取得年 2012～2013年
- ・型式 NCV-2

②アーム式テレビ

- ・台数 16台
- ・取得年 2015年
- ・型式 液晶TV EIZO FlexView117
アーム EIZO FlexView AUL1103

2 提出物及び報告

対象物品を買い取る際には、必ず買取証明書を作成し提出すること。

3 売却機器

(1) 売却機器の所有権

売却機器の所有権は、売却代金の納付をもって落札者に移転するものとする。

(2) 引取りに要する費用

売却機器の引渡しについては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」第170条に準じ、物件の製造販売者に通知し、指示を受けるものとする。また、何れかの費用が発生する

場合は落札者負担とする。

(3) 異議申立

売却機器の引渡し後は、その品質等について一切の異議を認めない。

4 その他

- (1) 落札者は、売却機器について医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び関係法令に基づき適正に処理すること。
- (2) 売却機器の販売等を行う際は、必要な処理を行い、販売等に係る責任は落札者が負うものとする。
- (3) 落札者は、搬出作業等で事故等が発生した場合には速やかに病院担当者に報告すること。
- (4) 引き渡し場所は残置場とし、引き渡しに係る一切の費用は落札者が負担するものとする。
- (5) 疑義が生じた場合は病院担当者に連絡をとり指示を受けること。